（別紙2）

寮生のPCR検査等の結果が陽性の場合

陽性者

帰寮（療養施設の決定・移動まで）

帰寮するまでに，あらかじめ決めておくこと
- ・寮までの交通手段の確保
  （当該生徒の保護者に依頼する。県外生等，保護者が遠距離の場合は，搬送の方法について相談し，指示を受ける。）
- ・部屋の確保（1F）
- ・導線の確保
- ・ゾーニングの確定（トイレ含）（レッド・イエロー・ブルー）
- ・該当生徒の対応をする人の確定
- ・防護服などの準備
- ・食事や飲み物の準備
- ・ゴミの処理についての確認

帰寮中
- ・健康観察
- ・食事や飲み物の提供
- ・保護者，保健所，県教育委員会との連絡調整
- ・療養施設までの交通手段の確保
- ・該当生徒の荷物のまとめ（療養施設への持参する私物）

退寮後
- ・部屋のゴミ処理
- ・部屋等の消毒について

（翌日）

指定された療養施設へ

- ・交通手段の確保

《陽性者の自宅での療養について》

・保護者が強く自宅での療養を希望した場合
→保護者または本人が県の入院調整本部と相談した上で，自宅療養も可能。

〇陽性の場合，入院調整本部から本人へ入院調整に関して連絡がある。その際に相談すること。

他の寮生

管轄の保健所に相談し，対応を確認するまでは，原則移動は禁止

①	濃厚接触者	検査の結果が出るまでは，原則移動は禁止 ・保護者が強く自宅での待機を希望した場合 →PCR検査が陰性なら，他の人と接触しないように帰宅することも可能である。 ・寮に残り，健康観察期間を過ごす際の対応について →上記の「帰寮（療養施設の決定・移動まで）」と同様の対応を実施する。
②	感染対策を行わずに陽性者と飲食を共にした者等	・生徒の在籍する学校と情報を共有し，出席停止の有無，出席停止の期間について確認する。 ・寮は，出席停止期間の対応を保健所に確認する。
留意点		1　①・②の寮生と他の寮生が寮で接触がないように，ゾーニング等を行う（保健所の指示を受ける）。 2　①・②の寮生が自宅での待機を希望した場合は，風邪等の症状がないことを確認してから帰寮させる。自宅から寮または学校へ移動する際は，可能な範囲で自家用車を利用してもらう。

※　今後，国の基本的対処方針等の変更に伴い更新する可能性がある。